

広島県告示第七百五十号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の第一号の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
使用料		使用料	
タセンの区分	種別	タセンの区分	種別
保健	測定機器、試験機	保健	測定機器、試験機
環境	器及び分析機器	環境	器及び分析機器
タセン	一 粉砕機	タセン	一 粉砕機
タセン	二 超音波発生装置	タセン	二 超音波発生装置
四	置 (略)	四	置 (略)
五	恒温乾燥器	五	恒温乾燥器
六	十九 (略)	六	十九 (略)
食品工業技術	測定機器、試験機器及び分析機器	食品工業技術	測定機器、試験機器及び分析機器
タセン	一 7 (略)	タセン	一 7 (略)
タセン	8 小型ボイラ	タセン	8 小型ボイラ
9	22 (略)	9	22 (略)
33	23 32 PHメータ	33	23 32 PHメータ
34	(略)	34	(略)
35	34 炎光度計	35	34 炎光度計
36	42 (略)	36	42 (略)
43	50 超低温フリーザー(容量一八〇リットル)	43	50 超低温フリーザー(容量一八〇リットル)
51	(略)	51	(略)
52	55 (略)	52	55 (略)
56	61 (略)	56	61 (略)
62	76 飽和蒸気調理機	62	76 飽和蒸気調理機
77	(略)	77	(略)
単位	(略)	単位	(略)
金額	(略)	金額	(略)
備考	(略)	備考	(略)

西部工業技術センター																									
測定機器、試験機器及び分析機器																									
79 87	電気炉	72 77	71 70	56 69	55 54	45 44	33 32	31 30	21	20	18	17	6	5	1	31	100	99	98	97	96	93 95	92	78 91	
(略)	(略)	機	真円度測定	測圧機	超微粒子製膜装置	査装置	X線CT検査装置	処理ソフト	点群データ	形機	二軸押出機	硬さ計	恒温恒湿室	4	測定機器、試験機器及び分析機器	高圧装置	火入蛇管(冷却用)	火入蛇管(加熱用)	ミブロック恒温槽	超低温アルミブロック恒温槽	洗米機	デジタルマイクロスコープ	デジタルマイクロスコープ	(略)	
(略)	一回(四時間以内)	(略)	"	"	一回(四時間以内)	"	"	"	"	"	"	"	一日(略)	一回(略)	一回(四時間以内)	"	"	"	"	"	"	"	"	一回(略)	一回(略)
(略)	三、二〇〇円	(略)	九〇〇円	七〇〇円	略	四、四〇〇円	四、〇〇〇円	七〇〇円	略	一、五〇〇円	略	八〇〇円	一、六〇〇円	略	八、八〇〇円	一、四〇〇円	一、一〇〇円	一、四〇〇円	三、〇〇〇円	八〇〇円	(略)	(略)	一、二〇〇円	(略)	
(略)													職員による操作必須												

西部工業技術センター																									
測定機器、試験機器及び分析機器																									
80 88	電気炉	73 78	72 71	57 70	56 46	45 44	34 33	29 32	28 27	21	20	18	17	6	5	1	(三)ドライ食品の製造	(二)本培養	(一)種培養	造	2	1	98 100	97	83 96
(略)	(略)	機	真円度測定	測圧機	超微粒子製膜装置	査装置	X線CT検査装置	処理ソフト	点群データ	ICP質量分析装置	形機	二軸押出機	硬さ計	恒温恒湿室	4	測定機器、試験機器及び分析機器	ドライ食品の製造	本培養	種培養	造	みそ又はしょう油酵母製	清酒酵母製造設備(培養)	デジタルマイクロスコープ	デジタルマイクロスコープ	(略)
(略)	一回(四時間以内)	(略)	"	"	一回(四時間以内)	"	"	"	"	"	"	"	"	一日(略)	一回(略)	一回(二時間以内)	"	一回(三日以内)	一回(三日以内)	一回(一週以内)	一回(一週以内)	"	"	一回(略)	一回(略)
(略)	三、一〇〇円	(略)	八〇〇円	六〇〇円	略	五、一〇〇円	六〇〇円	略	三、二〇〇円	略	一、四〇〇円	略	七〇〇円	一、五〇〇円	略	八、七〇〇円	一、六、七〇〇円	五、二〇〇円	略	五、五〇〇円	略	(略)	(略)	一、一〇〇円	(略)
(略)																									

東工部工業技術センター		二・三 (略)	
88	複合サイクル試験機	一回(二四時)間以内	九、四〇〇円
89	落錘衝撃試験機	"	(略)
90	大型高速衝撃試験機	"	七〇〇円
91	大型高速衝撃試験機	"	三、七〇〇円
92	大型高速衝撃試験機	"	三、七〇〇円
93	恒温恒湿器(四六〇L)	一日(略)	四、〇〇〇円
98	恒温恒湿器(四六〇L)	一日	四、〇〇〇円
99	音波可視化検査装置	一時間	九〇〇円
100	音波可視化検査装置	"	三、四〇〇円
109	ツブラー振動計	"	三、四〇〇円
110	音響インテシステム	"	三、四〇〇円
111	振動音響解析ソフト	"	七〇〇円
112	高周波計測システム	"	八〇〇円
113	TOC計	一回(四時間)以内	八〇〇円
1	測定機器、試験機器及び分析機器	(略)	(略)
2	上皿直示天びん	一回(八時間)以内	五〇〇円
3	(略)	(略)	(略)
4	赤外分光光度計	一時間	(略)
5	走査型電子顕微鏡	"	二、六〇〇円
6	走査型電子顕微鏡	"	(略)
7	ガスクロマトグラフ	"	一、〇〇〇円
8	ガスクロマトグラフ	"	(略)
9	トグラフ	"	(略)
15	画像測定機	"	八〇〇円
16	画像測定機	"	六〇〇円
17	投影機	"	(略)
41	恒温恒湿器	一回(二四時間)以内	六、八〇〇円
42	万能引張圧縮試験機	(略)	(略)
43	塩乾湿複合サイクル試験機	一回(二四時間)以内	五、六〇〇円

東工部工業技術センター		二・三 (略)	
89	切削FEMシミュレーション装置	"	一、二〇〇円
90	複合サイクル試験機	一回(二四時間)以内	九、三〇〇円
91	落錘衝撃試験機	"	(略)
92	大型高速衝撃試験機	"	六〇〇円
93	大型高速衝撃試験機	"	三、六〇〇円
94	大型高速衝撃試験機	"	三、六〇〇円
95	恒温恒湿器(四六〇L)	一日(略)	三、九〇〇円
100	恒温恒湿器(四六〇L)	一日	三、九〇〇円
101	音波可視化検査装置	一時間	八〇〇円
102	音波可視化検査装置	"	(略)
110	音響インテシステム	"	(略)
1	測定機器、試験機器及び分析機器	(略)	(略)
2	上皿直示天びん	一回(八時間)以内	四〇〇円
3	赤外線映像装置	一時間	七〇〇円
4	赤外分光光度計	"	(略)
5	走査型電子顕微鏡	"	二、五〇〇円
6	走査型電子顕微鏡	"	(略)
7	ガスクロマトグラフ	"	九〇〇円
9	トグラフ	"	(略)
10	キユラストメータ	"	九〇〇円
16	画像測定機	"	七〇〇円
17	画像測定機	"	五〇〇円
18	投影機	"	(略)
19	恒温恒湿器	一回(二四時間)以内	六、七〇〇円
43	塩乾湿複合サイクル試験機	一回(二四時間)以内	五、五〇〇円

19	13	12	8	2	1	96	90	89	85	84	81	80	79	78	75	73	72	71	69	68	67	65	64	60	59	58	(=)	(=)	57	55	44	
断機	複合材料切	加熱炉	加熱炉	加工機器	普通旋盤	熱衝撃試験機	熱衝撃試験機	雑音電力測定システム	雑音電力測定システム	測定器	光フリッカ	波測定機	伝導性妨害機	静電気イミ	静電気イミ	度計	分光放射輝度計	糸布表面処理装置	糸布表面処理装置	超促進耐候試験機	超促進耐候試験機	試験機	試験機	試験機	試験機	装置	オゾン発生装置	磨耗試験機	磨耗試験機	摩擦磨耗試験機	摩擦磨耗試験機	磨
"	(略)	八時間以内	一回(略)	一時間(略)	一時間(略)	二回(略)	二回(略)	"	"	一時間(略)	一時間(略)	"	"	"	"	"	"	"	"	二回(略)	二回(略)	"	"	二時間(略)	三時間(略)	一回(略)	一回(略)	"	"	"	"	"
"	六〇〇円(略)	二〇〇円(略)	二〇〇円(略)	六〇〇円(略)	六〇〇円(略)	四〇〇円(略)	四〇〇円(略)	七〇〇円(略)	七〇〇円(略)	五〇〇円(略)	五〇〇円(略)	七〇〇円(略)	七〇〇円(略)	六〇〇円(略)	六〇〇円(略)	六〇〇円(略)	六〇〇円(略)	四〇〇円(略)	四〇〇円(略)	二〇〇円(略)	二〇〇円(略)	一〇〇円(略)	一〇〇円(略)	略	五〇〇円(略)	略	略	九〇〇円(略)	略	略	略	略

20	14	13	9	8	2	1	104	98	97	93	92	89	88	87	86	83	82	80	79	78	76	75	74	73	71	70	69	65	64	63	(=)	(=)	62	61	59	58	57	46	
断機	複合材料切	加熱炉	加熱炉	加工機器	普通旋盤	熱衝撃試験機	熱衝撃試験機	雑音電力測定システム	雑音電力測定システム	測定器	光フリッカ	波測定機	伝導性妨害機	静電気イミ	静電気イミ	熱・流体シミュレータ	度計	分光放射輝度計	糸布表面処理装置	糸布表面処理装置	超促進耐候試験機	超促進耐候試験機	試験機	試験機	試験機	試験機	裂試験機	装置	オゾン発生装置	磨耗試験機	磨耗試験機	摩擦磨耗試験機	摩擦磨耗試験機	置試験機	置試験機	二軸混練装置	低温装置	低温装置	
"	(略)	八時間以内	一回(略)	一時間(略)	一時間(略)	"	"	"	"	一時間(略)	一時間(略)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二回(略)	二回(略)	四時間(略)	四時間(略)	"	"	一回(略)	一回(略)	三時間(略)	一回(略)	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	五〇〇円(略)	七〇〇円(略)	七〇〇円(略)	四〇〇円(略)	五〇〇円(略)	三〇〇円(略)	三〇〇円(略)	五〇〇円(略)	五〇〇円(略)	四〇〇円(略)	四〇〇円(略)	六〇〇円(略)	六〇〇円(略)	五〇〇円(略)	五〇〇円(略)	五〇〇円(略)	五〇〇円(略)	五〇〇円(略)	三〇〇円(略)	三〇〇円(略)	九〇〇円(略)	四〇〇円(略)	四〇〇円(略)	四〇〇円(略)	一〇〇円(略)	四〇〇円(略)	四〇〇円(略)	四〇〇円(略)	八〇〇円(略)	六〇〇円(略)	六〇〇円(略)	二〇〇円(略)	二〇〇円(略)	一〇〇円(略)	一〇〇円(略)	五〇〇円(略)	五〇〇円(略)		

<p>2 病原ウイルス・リケツチアの検査</p> <p>(一) 免疫学的検査</p>	<p>〃</p>	<p>三九、九〇〇円</p>	<p>1 一種につき</p> <p>2 つつが虫病リケツチア等二種</p>
<p>(二) 遺伝子学的検査</p>	<p>〃</p>	<p>三四、二〇〇円</p>	<p>1 一種につき</p> <p>2 インフルエンザウイルス等七種</p>
<p>二 化学物質の検査及び無菌検査</p> <p>1 遺伝子組換え食品の定性検査</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>平成一三年三月二七日食発第一一〇号厚生労働省医薬局食品保健部長通知に定める方法による。</p>
<p>(一) パパイヤ（五五―二）</p>	<p>〃</p>	<p>四二、五〇〇円</p>	<p>〃</p>
<p>(二) トウモロコシ（C B H三五一）</p>	<p>〃</p>	<p>四二、五〇〇円</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三六年厚生省令第一号）第一二条第一項に規定する試験検査</p>
<p>2 医薬品の検査</p> <p>(一) 日本薬局方医薬品又は日本薬局方外医薬品の適否検査（動物を用いる検査を除く。）</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>(1) 定量分析を含むもの</p>	<p>〃</p>	<p>四九、八〇〇円</p>	<p>〃</p>
<p>(2) 定量分析を含まないもの</p>	<p>〃</p>	<p>二三、三〇〇円</p>	<p>1 一成分につき</p> <p>2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規</p>
<p>(二) 定量分析（動物を用いる検査を除く。）</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>

<p>則第一二条第一 項に規定する試 験検査</p>	<p>二八、七〇〇円 二〇、六〇〇円</p>	<p>(1) 特殊機器を使用 するもの (2) 特殊機器を使用 しないもの (三) 定性分析(動物を 用いる検査を除く。)</p>	<p>(1) 特殊機器を使用 するもの (2) 特殊機器を使用 しないもの (四) 微生物検査(無菌 検査)</p>	<p>3 家庭用品中の有害物 質の検査</p>	<p>(一) 塩化ビニル (二) テトラクロロエチ レン等二物質 (三) トリス(一—アジ リジニル)ホスフィ ンオキシド等三物質 (四) トリフェニル錫化 合物等二物質 (五) ジベンゾ「a・h</p>
<p>1 一成分につき 2 医薬品、医療 機器等の品質、 有効性及び安全 性の確保等に関 する法律施行規 則第一二条第一 項に規定する試 験検査</p>	<p>一三、八〇〇円 一三、九〇〇円 一二、四〇〇円 二二、一〇〇円 二六、五〇〇円 九一、三〇〇円 五六、二〇〇円 三〇、一〇〇円</p>	<p>生物学的製剤基準 (平成一六年厚生 労働省告示第一五 五号)に定める方 法による。 有害物質を含有す る家庭用品の規制 に関する法律施行 規則(昭和四九年 厚生省令第三四号 一)別表第一に定め る方法による。 一成分につき</p>	<p>〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p>		

「アントラセン等三物質	4 環境水中の有害物質の検査	(一) 公共用水域の要監視項目の検査	1 一成分につき 平成五年四月 2 二八日環境庁 二二一号環境庁 水質保全局水質 規制課長通知及 び平成一六年三 月三十一日環水企 発第〇四〇三三 一〇〇三号・環 水士発第〇四〇 三三一〇〇五号 環境省環境管理 局水環境部長通 知に定める方法 による。		
(1) ニッケル等重金 属項目五物質	(2) クロホルム等 揮発性項目八物質	(3) その他ダイアジ ノン等一四物質	(一) マラチオン等農薬 の水質評価指針項目 二七物質	二八、八〇〇円	1 一成分につき
〃	〃	〃	〃	九七、〇〇〇円	2 平成六年四月
(一) マラチオン等農薬 の水質評価指針項目 二七物質	(二) マラチオン等農薬 の水質評価指針項目 二七物質	(三) マラチオン等農薬 の水質評価指針項目 二七物質	5 大気粉じん試料中の 有害物質の検査	七三、二〇〇円	1 一成分につき
(一) マンガン等重金属 五物質	〃	五七、九〇〇円	2 有害大気汚染 物質測定方法マ ニュアル（環境 庁策定）に定め る方法による。		

食品 工業 技術 セン	一 試験及び測定 1 食品添加物試験 (一) 手数を要すること の少ないもの	一成分	八、六〇〇円	
	(一) かきの細菌学的検査 (二) 清浄海水の細菌学的検査 (三) 清浄海水の理化学的検査	// // //	一、四〇〇円 一一、一〇〇円 三九、八〇〇円	特別処理かき表示要綱（昭和三五年広島県告示第四六号）第四条に規定する検査
	(一) かきの細菌学的検査 (二) その他の検査 2 特別処理かき及び清浄海水の検査	// //	一三、二〇〇円 一三、四〇〇円	広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例（昭和三五年広島県条例第四号）第三十一条に規定する検査
	三 広島県輸出生鮮冷凍かき及び特別処理かき等の検査 1 広島県輸出生鮮冷凍かき等の検査			広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例（昭和三五年広島県条例第四号）第三十一条に規定する検査
	6 廃棄物最終処分場浸出水（PCB）の検査	//	一五〇、八〇〇円	一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成一〇年環境庁・厚生省告示第一号）に定める方法による。
	(二) アスベスト	//	一三三、一〇〇円	アスベストモニタリングマニュアル（第三版）（環境省策定）に定める光学顕微鏡を用いる方法による。

(二) 手数を要するもの (三) 手数を要すること の特によりもの	"	一四、〇〇〇円 二八、六〇〇円	
2 粘弾性特性	一試料	五、六〇〇円	
3 特殊試験			一試料につき所要 時間一月までごと に
(一) 防ばい、貯蔵、吸 湿、保存等	一項目	六、八〇〇円	
(二) 酵素	"	一七、七〇〇円	
(三) 微生物	"	六、九〇〇円	
(1) 手数を要するこ との少ないもの	"	一五、二〇〇円	
(2) 手数を要するも の	"		1 他の種別に掲 げる測定以外の 測定
4 官能評価	一回	四、一〇〇円	2 一試料につき。 ただし、日本産 業規格に複数の 試料の平均値を 測定値として規 定している場合 は、同規格に規 定する試料の数 をもって一試料 とする。
5 エネルギー分散型X 線分析装置によるもの	一試料	八、二〇〇円	3 印画紙へ記録 する場合は、六 〇〇円を加算し た額とする。
6 食品・食品素材等に 関する測定			4 試料の作成を 必要とする場合 は、五、〇〇〇 円を加算した額 とする。
5 二項目以上の			

(一) 手数を要すること の少ないもの (二) 手数を要するもの (三) 手数を要すること の特によりもの	一項目	一、七〇〇円 三、一〇〇円 六、九〇〇円	測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに六〇〇円を加算する。
二 検査及び分析 1 食品・食品素材等に関する一般定性分析	一成分	一、八〇〇円	1 他の種別に掲げる分析以外の分析 2 一試料につき 3 二成分以上の分析依頼があった場合で一回の分析操作で分析できる成分については、これらの成分を一成分として手数料を計算する。
(一) 手数を要すること の少ないもの (二) 手数を要するもの (三) 手数を要すること の特によりもの 2 食品・食品素材等に関する一般定量分析	" "	二、五〇〇円 三、六〇〇円	1 一試料につき 2 試料の前処理を必要とする場合は、三、八〇〇円を加算した額とする。 3 二成分以上の分析依頼があった場合で一回の分析操作で分析

西部	工業	技術	セン	ター
	一 試験及び測定			
	1 材料試験			
	(一) 引張り、曲げ、圧縮、抗折又はせん断	一試料	二、一〇〇円	耐力を測定する場合、一、二〇〇円を加算した額とする。
	二 顕微鏡写真	一試料	二、六〇〇円	<p>できる成分については、二成分目から一成分ごとに三〇〇円を加算する。</p> <p>一試料につき</p>
	3 写真	一件	二、五〇〇円	
	3 食品・食品素材等に関する特殊定性分析及び特殊定量分析			
	(一) ガスクロマトグラフによるもの	〃	九、一〇〇円	
	(二) ガスクロマトグラフ質量分析計によるもの	〃	二七、四〇〇円	
	(三) 高速液体クロマトグラフによるもの	〃	一五、八〇〇円	
	(四) 蛍光分光光度計によるもの	〃	一四、八〇〇円	
	(五) 原子吸光分光光度計によるもの	〃	六、〇〇〇円	
	(六) 炎光光度計によるもの	〃	九、二〇〇円	
	四 試作			
	2 その他の写真			
	額	所要時間及び原料の価等を勘案して知事が定める		

	(二) 弾性率 衝撃	〃	四、八〇〇円	
	(1) 常温で行う場合	〃	一、八〇〇円	
	(2) 温度指定で行う場合	〃	四、六〇〇円	二試料目から一試料ごとに一、四〇〇円を加算する。
	(3) 極低温で行う場合	〃	一〇、九〇〇円	二試料目から一試料ごとに二、一〇〇円を加算する。
	(四) 硬さ	〃	一、〇〇〇円	測定箇所三箇所までごとに
	(五) 磨耗	〃	三、〇〇〇円	1 所要時間一時間までごとに 2 ピンオンデイスク式等による。
	(六) 非破壊超音波探傷装置によるもの	〃	四、四〇〇円	所要時間が一時間を超える場合は、その一時間を超える三〇分ごとに二、〇〇〇円を加算する。
	(七) 疲労	〃	四、九〇〇円	試験時間が一時間を超える場合は、その一時間を超える一時間ごとに八〇〇円を加算する。
	(八) 落錘衝撃			
	(1) 常温以上で行う場合	〃	六、八〇〇円	二試料目から一試料ごとに二、四〇〇円を加算する。
	(2) 極低温で行う場合	〃	七、五〇〇円	1 液体窒素を用意すること。 2 二試料目から一試料ごとに三、六〇〇円を加算する。
2 機械器具等の試験形状測定	(一) 形状測定	一項目	一、一〇〇円	
	(1) 手数を要するもの	〃		
	との少ないもの	〃		

	(2) 手数を要するもの	〃	一、七〇〇円	
	(3) 手数を要するもの特に多いもの	〃	六、四〇〇円	
	(二) その他器具の性能又はその強度試験			
	(1) 手数を要するもの特に少ないもの	一件	二、八〇〇円	
	(2) 手数を要するもの少ないもの	〃	四、〇〇〇円	
	(3) 手数を要するもの	〃	六、九〇〇円	
	(4) 手数を要するもの特に多いもの	〃	九、七〇〇円	
	3 ひずみ測定			
	(一) 動ひずみ計又は静ひずみ計によるもの	一測定点	三、四〇〇円	
	(二) X線応力測定装置によるもの	〃	七、七〇〇円	
	4 騒音及び振動測定			
	(一) レベル測定	〃	一、六〇〇円	
	(二) 周波数分析	〃	二、三〇〇円	
	(三) 振動試験	一件	七、八〇〇円	
	5 化学試験			
	(一) 燃料			
	(1) 石油類の反応	一試料	一、八〇〇円	
	(2) 水分、灰分、揮発分、残留炭素分、腐食分又はスラッシュ分	〃	二、五〇〇円	
	(3) 安定度又は抗乳	〃	四、八〇〇円	
				所要時間四時間までごとに
				一試料につき二項目以上の依頼があった場合で試験結果から計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。

		化度		
		(4) 硫黄分(ポンプ法によるもの)	五、四〇〇円	
		(5) 総発熱量		
		ア 石炭	二、三〇〇円	
		イ 石油製品	七、八〇〇円	
	(二) 塗料規格			
	(1) 乾燥時間、耐屈折性又は比重	二、三〇〇円		
	(2) 溶剤不溶物又は加熱減量	四、三〇〇円		
	(3) よう素価、無水フタル酸、脂肪酸又は溶剤不溶物中の成分	五、七〇〇円		
	(三) 油脂類			
	(1) 酸価、けん化価、アルカリ価、遊離アルカリきよう雑物、水不溶性分又は石けんの水分	四、九〇〇円		
	(2) 不けん化物、総脂肪質又は中性脂肪	六、三〇〇円		
	6 腐食耐候性試験			
	(一) 暴露試験	三、五〇〇円		試験片の調整を要するものは、一枚につき一、二〇〇円を加算する。
	一件			1 試験期間一月までごとに
				2 一件につき二試料以上試験する場合、二試料目から一試料ごとに一、二〇〇円を加算する。
	(二) 浸せき試験	三、八〇〇円		1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一、四〇〇円

(三) キヤス試験	//	四、二〇〇円	<p>○円を加算する。</p> <p>2 一件につき二試料以上試験する場合は、二試料目から一試料ごとに八〇〇円を加算する。</p> <p>1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに二、六〇〇円を加算する。</p> <p>2 一件につき二試料以上試験する場合は、二試料目から一試料ごとに九〇〇円を加算する。</p>	
(四) 恒温恒湿試験	(1) 恒温恒湿器(三〇〇L)によるもの	//	三、四〇〇円	<p>試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一、八〇〇円を加算する。</p> <p>試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに四、三〇〇円を加算する。</p>
(2) 恒温恒湿器(四六〇L)によるもの	//	五、六〇〇円	<p>試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに四、三〇〇円を加算する。</p>	
(3) 恒温恒湿室によるもの	//	二〇、二〇〇円	<p>試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一八、九〇〇円を加算する。</p>	
(五) 複合サイクル試験	//	一三、二〇〇円	<p>1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を</p>	

7 めつき、塗膜等の被膜試験	(一) 膜厚測定	(1) マイクロメータ、電磁式厚さ計等に よるもの	一試料	二、一〇〇円	超える一日まで ごとに九、七〇 〇円を加算する。 2 一件につき二 試料以上試験す る場合は、二試 料目から一試料 ごとに九〇〇円 を加算する。
	(一) 膜厚測定	(2) 電解式厚さ計に よるもの	〃	四、〇〇〇円	一試料につき二層 以上試験する場合 は、二層目から一 層ごとに六〇〇円 を加算する。
	(3) 顕微鏡法による もの	〃	四、五〇〇円	一試料につき二層 以上試験する場合 は、二層目から一 層ごとに三〇〇円 を加算する。	
	(二) 付着量及び均一性 その他被膜試験	一件	四、二〇〇円		
	(1) 手数を要するこ との少ないもの	〃	二、二〇〇円		
	(2) 手数を要するも の	〃	三、六〇〇円		
	(3) 手数を要するこ との特に多いもの	〃	六、四〇〇円		
	(四) めつき液等の試験	〃	二、六〇〇円		
	(1) 手数を要するこ との少ないもの	〃	四、〇〇〇円		
	(2) 手数を要するも の	〃	六、六〇〇円		
8 高分子材料試験	(3) 手数を要するこ との特に多いもの	〃	六、六〇〇円		

	(一) 機械的試験			
	(1) 引張り、曲げ、 圧縮、せん断又は 引裂	伸びを測定する場 合は、三〇〇円を 加算した額とする。	六〇〇円	
	ア 室温で行う場 合	伸びを測定する場 合は、四〇〇円を 加算した額とする。	八〇〇円	
	イ 温度指定で行 う場合	曲げ試験の結果か ら計算により算出 する場合は、四〇 〇円とする。	九〇〇円	
	(2) 弾性率		二〇〇円	
	(3) 衝撃		一、〇〇〇円	
	(4) 硬さ		四、三〇〇円	
	(5) 磨耗		一、〇〇〇円	
	(二) 熱的試験			
	(1) 温度条件			
	ア 高温で行う場 合	試料の作成を必要 とする場合は、一 〇〇円を加算した 額とする。	一、九〇〇円	
	イ 低温で行う場 合	試料の作成を必要 とする場合は、一 〇〇円を加算した 額とする。	二、四〇〇円	
	(2) 熱変形、ぜい化、 耐熱、加熱減量又 は流動性	試料ごとに三、九 〇〇円を加算した 額とする。	三、八〇〇円	
9	放射線量測定(サー ベイメータによるもの)	1 他の種別に掲 げる測定以外の 測定		
10	測定	2 一試料につき ただし、日本産 業規格に複数の		

<p>(一) 手数を要すること の少ないもの</p>	<p>(一) 手数を要すること の少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要すること の特に多いもの</p> <p>二 検査及び分析</p> <p>1 一般定性分析</p>	<p>一項目</p> <p>”</p> <p>”</p>	<p>一、三〇〇円</p> <p>二、六〇〇円</p> <p>七、一〇〇円</p>
<p>一、七〇〇円</p>			<p>試料の平均値を測定値として規定している場合は、同規格に規定する試料の数をもって一試料とする。</p> <p>3 試料の作成を必要とする場合は、五、〇〇〇円を加算した額とする。</p> <p>4 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p> <p>1 他の種別に掲げる分析以外の分析</p> <p>2 一試料につき</p> <p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一回の分析操作で分析できる成分については、これらの成分を一成分として手数を計算する。</p>

(七) X線回析装置によるもの	一試料	六、九〇〇円	
(八) 蛍光X線装置によるもの			
(1) 定性分析	〃	六、六〇〇円	
(2) 定量分析	一成分	七、四〇〇円	
(九) ICP発光分析によるもの	〃	六、七〇〇円	
(十) エネルギー分散型X線分析装置によるもの	一試料	六、一〇〇円	
(十一) 熱分析	〃	七、五〇〇円	示差熱分析装置、 熱天びん又は熱膨 張測定装置による もの
4 工業用水及び工場排水検査			
(一) 化学的酸素要求量	〃	一、九〇〇円	
(二) 生物化学的酸素要求量	〃	五、一〇〇円	
(1) 手を要するもの	〃	五、九〇〇円	
(2) 手を要するもの	〃	四、四〇〇円	
(三) 用水及び排水中の成分	一成分	一、八〇〇円	
(1) 手を要するもの	〃	七、五〇〇円	
(2) 手を要するもの	〃	四、四〇〇円	
(3) 手を要するもの	〃	七、五〇〇円	
(四) 温度、外観、臭気、濁度等	一項目	七〇〇円	
(1) 手を要するもの	〃	一、三〇〇円	
(2) 手を要するもの	〃	一、三〇〇円	
(3) 手を要するもの	〃	二、二〇〇円	

東部 工業 技術 セン ター	<p>三 写真</p> <p>1 電子顕微鏡写真</p> <p>2 顕微鏡写真</p> <p>3 その他の写真</p> <p>4 焼き増し</p> <p>5 高速度撮影（ハイス ピードカメラ）</p> <p>四 試作</p>	<p>一 試験及び測定</p> <p>1 材料試験</p> <p>(一) 引張り、曲げ、圧縮、抗折又はせん断</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート用棒鋼</p> <p>(2) その他</p>	<p>一 試料</p> <p>一枚</p> <p>一時間</p> <p>一件</p>	<p>三、六〇〇円</p> <p>三、〇〇〇円</p> <p>三、五〇〇円</p> <p>一、〇〇〇円</p> <p>四、一〇〇円</p> <p>所要時間及び原料の時価等を勘案して知事が定める額</p>	<p>蒸着を必要としない場合</p>
	<p>(二) 衝撃</p>	<p>二、一〇〇円</p> <p>二、一〇〇円</p>	<p>二、〇〇〇円</p> <p>二、一〇〇円</p>	<p>降伏点又は耐力を測定する場合は、六〇〇円を加算した額とする。</p> <p>1 温度指定で行う場合、五〇試料までごとに一温度指定につき四、〇〇〇円を加算する。</p> <p>2 極低温で行う場合、五〇試料までごとに八、一〇〇円を加算する。</p>	<p>1 測定箇所三箇所までごとに</p> <p>2 硬さ基準を測定する場合は、一、三〇〇円を加算した額とする。</p>
	<p>(三) 硬さ</p>	<p>一、〇〇〇円</p>	<p>一、〇〇〇円</p>	<p>1 測定箇所三箇所までごとに</p> <p>2 硬さ基準を測定する場合は、一、三〇〇円を加算した額とする。</p>	<p>1 測定箇所三箇所までごとに</p> <p>2 硬さ基準を測定する場合は、一、三〇〇円を加算した額とする。</p>
	<p>(四) 磨耗</p>	<p>九〇〇円</p>	<p>九〇〇円</p>	<p>スガ式等による。</p>	<p>スガ式等による。</p>

2 機械器具の性能又は強度試験	"	二、一〇〇円	一〇試験片までのごとに
(一) 手数を要することの特に少ないもの	"	三、二〇〇円	試験片が素材の場合
(二) 手数を要することの少ないもの	"	五、九〇〇円	は、四、九〇〇円
(三) 手数を要するもの	"	八、二〇〇円	を加算した額とする。
(四) 手数を要することの特に多いもの	"	九、九〇〇円	試験片が素材の場合
3 物理特性試験（木材関係）	一件	九、九〇〇円	は、八、一〇〇円
(一) 収縮率	一件	九、九〇〇円	を加算した額とする。
(二) 吸水率	"	一三、〇〇〇円	試験片が素材の場合
(三) 吸湿率	"	三一、五〇〇円	は、八、一〇〇円
4 機械性状試験（木材関係）	"	七、八〇〇円	を加算した額とする。
(一) 圧縮、引張り、曲げ、せん断又は割裂	"	七、八〇〇円	試験片が素材の場合
(二) 硬さ又はくぎ引き抜き抵抗	"	九、四〇〇円	は、四、九〇〇円
5 接着性状試験	"	六、五〇〇円	を加算した額とする。
(一) 常態接着力	"	六、五〇〇円	1 一〇試験片までのごとに
(二) 耐水接着力又は耐温冷水接着力	"	七、〇〇〇円	2 試料の作成を必要とする場合は、八、一〇〇円を加算した額とする。
	"	七、〇〇〇円	1 一〇試験片までのごとに
	"	七、〇〇〇円	2 試料の作成を必要とする場合は、八、一〇〇円を加算した額とする。
	"	七、〇〇〇円	1 一〇試験片までのごとに
	"	七、〇〇〇円	2 試料の作成を必要とする場合は、八、一〇〇円を加算した額とする。

(三) 耐煮沸接着力	〃	七、五〇〇円	円を加算した額とする。 1 一〇試験片までごとに
(四) 面引張り接着力	〃	九、一〇〇円	2 試料の作成を必要とする場合は、八、一〇〇円を加算した額とする。 1 一〇試験片までごとに
(五) 浸せき剥離接着性 一類	〃	九、二〇〇円	2 試料の作成を必要とする場合は、四、九〇〇円を加算した額とする。 1 五試験片までごとに
(六) 浸せき剥離接着性 二類	〃	六、九〇〇円	2 試料の作成を必要とする場合は、四、九〇〇円を加算した額とする。 1 五試験片までごとに
(七) 浸せき剥離接着性 三類	〃	六、二〇〇円	2 試料の作成を必要とする場合は、四、九〇〇円を加算した額とする。 1 五試験片までごとに
6 製品試験 (一) 安定性 (二) 側方荷重 (三) 鉛直荷重	一 試料	四、七〇〇円 六、九〇〇円 六、九〇〇円	2 試料の作成を必要とする場合は、四、九〇〇円を加算した額とする。

(一) 光沢	10 塗膜外觀測定	(六) 耐汚染性	三、八〇〇円	試験の作成を必要とする場合は、六、四〇〇円を加算した額とする。
		(五) 耐アルカリ性	三、九〇〇円	
		(四) 耐酸性	三、九〇〇円	
		(三) 耐油性	三、八〇〇円	
		(二) 耐沸騰水性	四、〇〇〇円	
		(一) 耐水性	四、八〇〇円	
	9 塗膜化学性状試験	(八) 付着性	四、三〇〇円	試験の作成を必要とする場合は、六、四〇〇円を加算した額とする。
		(七) 耐磨耗性	五、七〇〇円	
		(六) 耐衝撃性	二、二〇〇円	
		(五) 耐屈曲性	四、〇〇〇円	
		(四) 研磨性	一、九〇〇円	
		(三) 不粘着性	六、四〇〇円	
		(二) 硬度	二、八〇〇円	試験の作成を必要とする場合は、六、四〇〇円を加算した額とする。
		(一) 耐熱性	二、九〇〇円	
		一件	二、九〇〇円	
	8 塗膜物理性状試験	(二) 加熱残分	四、一〇〇円	試験の作成を必要とする場合は、六、四〇〇円を加算した額とする。
		(一) 粘度	三、六〇〇円	
		7 塗料試験	三、六〇〇円	
		(六) 繰り返し耐久性	一二、八〇〇円	繰り返し回数が三万回を超える場合は、その三万回を超える一万回までごとに三、二〇〇円を加算する。
		(五) 耐熱安定性	九、三〇〇円	
		(四) 衝撃荷重	五、〇〇〇円	
		二、八〇〇円		
		二、八〇〇円		

(二) 色	二、五〇〇円	
(三) 粗さ	二、九〇〇円	
11 耐久性試験	一二、七〇〇円	1 所要時間二四時間までごとに
(一) 促進耐候性		2 試料の作成を必要とする場合は、六、四〇〇円を加算した額とする。
(二) 寒熱繰り返し	七、一〇〇円	3 キセノンウエザーメーターを用いること。
(三) 乾湿繰り返し	一一、二〇〇円	1 一サイクルまでごとに
(四) 加熱処理	一、六〇〇円	2 試料の作成を必要とする場合は、六、四〇〇円を加算した額とする。
12 恒温恒湿処理	一〇、〇〇〇円	所要時間二時間までごとに
13 染色堅ろう度		所要時間二四時間までごとに
(一) 耐光	三、六〇〇円	照射時間一〇時間までごとに
(二) 洗濯	二、一〇〇円	機械法によるものとし、八試料までごとに
(三) 熱湯、水又は海水	二、三〇〇円	五試料までごとに
(四) 汗	一、七〇〇円	"
(五) 摩擦(乾・湿)	一、六〇〇円	三試料までごとに
(六) ホットプレッシン	一、五〇〇円	五試料までごとに

19 測定			グ又は昇華		
			(七) 酸滴下、アルカリ滴下又は水滴下	一、三〇〇円	一〇試料までごと
			(八) 酸化窒素ガス又は塩素漂白	二、四〇〇円	一二試料までごと
			(九) ドライクリーニン	二、三〇〇円	機械法によるものとし、八試料までごとに
			グ又は有機溶剤	六〇〇円	一〇試料までごと
			(十) 非イオン界面活性剤		
			14 染色試験		
			精鍊、漂白又は普通染色	五、七〇〇円	
			15 整理試験		
			樹脂加工、防水加工、柔軟加工、のり付け加工又はのり抜き加工	三、九〇〇円	
			16 繊維及び繊維製品の物性試験		
			(一) 引裂強さ、剛軟度、防しわ率、寸法変化率、斜行度、防水度、繊維水分、摩擦、磨耗、破裂強さ、通気度又は透湿度	一、六〇〇円	
			(二) ピリング	三、二〇〇円	六試料までごとに
			(三) 引張り、圧縮又はせん断	二、三〇〇円	
		(四) 帯電性又は伸縮性	三、五〇〇円		
		(五) 防災性	三、五〇〇円		
		17 活性炭試験			
		(一) よう素吸着性能	七、〇〇〇円		
		(二) メチレンブルー吸着性能	六、八〇〇円		
		(三) 溶剂蒸気吸着性能	一七、七〇〇円		
		(四) 比表面積測定	三、二〇〇円		
		18 光学試験	三、一〇〇円		
				1 分光放射輝度計によるもの	
				2 測定箇所五箇所までにつき	
				1 他の種別に掲	

<p>二 検査及び分析</p> <p>1 一般定性分析</p> <p>(一) 手数を要すること の少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要すること の特に多いもの</p>	<p>一項目</p>	<p>一、四〇〇円</p> <p>二、七〇〇円</p> <p>七、二〇〇円</p>	<p>げる測定以外の測定</p> <p>2 一試料につき。ただし、日本産業規格に複数の試料の平均値を測定値として規定している場合は、同規格に規定する試料の数をもって一試料とする。</p> <p>3 印画紙に記録する場合は、六〇〇円を加算した額とする。</p> <p>4 試料の作成を必要とする場合は、五、〇〇〇円を加算した額とする。</p> <p>5 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p> <p>1 他の種別に掲げる分析以外の分析</p> <p>2 一試料につき</p> <p>3 二成分以上の分析依頼があつ</p>
--	------------	---	---

<p>2 一般定量分析</p> <p>(一) 手数を要すること の少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要すること の特に多いもの</p>	<p>一成分</p>	<p>一、七〇〇円</p> <p>二、九〇〇円</p> <p>四、三〇〇円</p>	<p>た場合で一回の 分析操作で分析 できる成分につ いては、これら の成分を一成分 として手数料を 計算する。</p>
<p>3 特殊性分析及び特 殊定量分析</p> <p>(一) ガスクロマトグラ フによるもの</p> <p>(二) ガスクロマトグラ フ質量分析計による</p> <p>(一) 手数を要すること の特に少ないもの</p> <p>(二) 手数を要すること の少ないもの</p> <p>(三) 手数を要するもの</p> <p>(四) 手数を要すること の特に多いもの</p>	<p>一成分</p>	<p>二、五〇〇円</p> <p>四、五〇〇円</p> <p>六、五〇〇円</p> <p>八、五〇〇円</p> <p>九、二〇〇円</p> <p>二二、五〇〇円</p>	<p>1 一試料につき</p> <p>2 試料の前処理 を必要とする場 合は、二、六〇 〇円を加算した 額とする。</p> <p>3 二成分以上の 分析依頼があつ た場合で一成分 の分析操作の結 果により算出で きる成分につい ては、二成分目 から一成分ごと に三〇〇円を加 算する。</p> <p>一試料につき</p>

もの	(三) 赤外分光光度計によるもの	一試料	六、五〇〇円	
	(四) 原子吸光分光光度計によるもの	一成分	五、六〇〇円	
	(五) 炭素硫黄分析装置によるもの	〃	三、二〇〇円	
	(六) X線装置によるもの			
	(1) 定性分析	一試料	三、〇〇〇円	一試料につき二成分以上分析する場合は、二成分目から一成分ごとに一、二〇〇円を加算する。
	(2) 定量分析	一成分	五、九〇〇円	
	(3) 回折	一試料	二、五〇〇円	
4	工業用水及び工場排水検査			
	(一) 化学的酸素要求量	〃	二、一〇〇円	
	(二) 生物化学的酸素要求量			
	(1) 手順を要することの少ないもの	〃	六、七〇〇円	
	(2) 手順を要するもの	〃	七、六〇〇円	
	(三) 用水及び排水中の成分			
	(1) 手順を要することの少ないもの	一成分	一、九〇〇円	
	(2) 手順を要するもの	〃	四、五〇〇円	
	(3) 手順を要することの特に多いもの	〃	七、四〇〇円	
	(四) 温度、外観、臭気濁度等			
	(1) 手順を要することの特に少ないもの	一項目	七〇〇円	
	(2) 手順を要することの少ないもの	〃	一、二〇〇円	

農業 技術 センター ター	水産 海洋 技術 センター ター
<p>(3) 手数を要するもの</p> <p>三 写真</p> <p>1 電子顕微鏡写真</p> <p>2 顕微鏡写真</p> <p>3 レーザー顕微鏡写真</p> <p>4 その他の写真</p> <p>5 焼き増し</p> <p>四 試作</p>	<p>検査及び分析 病害虫検査</p> <p>一 ウイルス・ウイロイド 検査</p> <p>1 免疫学的検査</p> <p>2 遺伝子検査</p> <p>二 糸状菌検査</p> <p>菌の分離が必要なもの</p> <p>三 細菌検査</p> <p>菌の分離が必要なもの</p> <p>四 センチュウ検査</p> <p>センチュウの分離が必要なもの</p> <p>五 害虫検査</p> <p>遺伝子検査</p>
<p>一枚</p> <p>一枚</p> <p>一枚</p> <p>一枚</p> <p>一枚</p> <p>一枚</p> <p>一枚</p> <p>一枚</p>	<p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p> <p>一件</p>
<p>二、四〇〇円</p> <p>三、八〇〇円</p> <p>四、二〇〇円</p> <p>二、六〇〇円</p> <p>三、二〇〇円</p> <p>一、〇〇〇円</p> <p>所要時間及び原料の 料の価等を勘案して 知事が定める額</p>	<p>二、六〇〇円</p> <p>一、〇〇〇円</p> <p>一四、一〇〇円</p> <p>一九、八〇〇円</p> <p>二五、六〇〇円</p> <p>一二、六〇〇円</p> <p>二三、七〇〇円</p> <p>一三、二〇〇円</p> <p>四、八〇〇円</p> <p>九、一〇〇円</p> <p>八、八〇〇円</p> <p>一三、二〇〇円</p>
<p>検体（植物）について り病又は病の疑いがある 場合を除く。</p>	<p>検体（水産動物）について り病の疑いがある場合 を除く。</p> <p>通常培地による。 特殊培地による。</p>

	<p>(一) 煮沸試験 (二) 温冷水浸せき試験</p> <p>二 検査及び分析 マツノザイセンチュウ 検査</p>	<p>一六、〇〇〇円 一六、九〇〇円</p> <p>五、〇〇〇円</p>	<p>検体（樹木）についでり病又はり病の疑いがある場合を除く。 五試料まで（ことに</p>	
共通	<p>一 成績書及び証明書 1 和文 2 英文</p> <p>二 他の項に定めのない試験等</p> <p>三 前処理及び試料調製</p> <p>四 設備利用において職員が行う機器操作</p>	<p>一部 〃 一件 〃 一件 一時間</p>	<p>七〇〇円 一、二〇〇円</p> <p>所要時間及び原料の時価等を勘案して知事が定める額</p> <p>三、八〇〇円</p>	<p>1 他の項に定めがある場合を除き、この定めによる。 2 三〇分に満たない場合は、一、九〇〇円とする。 三〇分に満たない場合は、一、九〇〇円とする。</p>